

広島市障害者（児）移動支援事業に関するQ & A

【令和4年3月】

移動支援事業について、制度の概要やお問い合わせの多いご質問への回答をご案内します。

＜目次＞

制度の概要

- 1. 移動支援の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2. 移動支援の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3. 外出の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4. 利用者の負担・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5. サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 6. サービス提供者の資格要件・・・・・・・・ P 5
- 7. その他の留意事項・・・・・・・・ P 5

Q & A

- ①障害福祉サービス等との併給について・・・・ P 6
- ②移動支援の利用方法について・・・・ P 8
- ③障害児の利用について・・・・ P 16
- ④その他・・・・ P 17

制度の概要

1 移動支援の概要

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 移動支援の対象者

広島市内に住所を有する方であって、屋外での移動が困難な障害者等のうち、次に掲げる方が対象となります。

障害種別	対象要件（要綱第3条抜粋）
身体障害者（児） ・視覚障害者（児） ・全身性障害者（児）	(1) 身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障害を有する者 (2) 身体障害者福祉法別表に掲げる肢体不自由を有する者のうち、その障害の程度が身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第7号）第2条第2項に規定する第1種身体障害者に該当する者（ただし、上肢の障害のみを有する者及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能の障害のみを有する者を除く。） (3) 前二号に掲げる者以外で、法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第20条第1項若しくは法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第21条の6第1項の規定により補装具として車いすの交付を受けた者又は法第76条の規定により車いすを購入した費用について補装具費の支給を受けた者であって、現に車いすを利用している者
知的障害者（児）	
精神障害者（児）	
難病患者等	医師の意見書で支援の必要があるとされた者

3 外出の範囲

(1) 対象となる外出の範囲

広島市における移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

事由	外出内容	外出先の例
社会生活上必要 不可欠な外出と 認められる場合	行政機関等に関わる手続き・相談、選挙 の投票等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官 公庁等
	医療機関への受診、出産・入退院等の手 続き、相談等	病院、診療所、保健センター等
余暇活動等の社 会参加のための 外出が必要な場 合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等（※）
	観光施設等の利用	動物園、植物園等
	買物、理容・美容・着付け	商店、デパート、理容院、美容院等
	冠婚葬祭、金融機関の利用	結婚式・法事等の会場、銀行、郵便局等
	市・県主催の研修・障害者団体等の主催 する福祉大会等への参加	

※プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはならないので、ご注意下さい。

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、移動支援の対象とはなりません。

事由	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎
社会通念上適当でない外出	特定団体の利益となる活動（特定の宗教団体や政治団体への勧誘）
	ギャンブル、公序良俗に反する外出

通学、通所、通園、学童保育への送迎については、通年かつ長期にわたる外出となるため原則移動支援を利用することはできませんが、広島市では、保護者の疾病、保護者が就労している場合等、市長が特に必要と認めるときは、通学又は通所のための外出を移動支援の対象とすることができます。

4 利用者の負担

次の上限月額までの、サービス費用の1割負担です。

障害者世帯（18歳以上）

階層区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯等			
市民税課税世帯	市民税所得割 4万円未満	1時間あたり 190円又は290円 (※)	1,500円
	市民税所得割 4万円以上		9,300円

障害児世帯（18歳未満）

階層区分		サービス費用の1割	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0円	
市民税非課税世帯等			
市民税課税世帯	市民税所得割 4万円未満	1時間あたり 190円又は290円 (※)	1,500円
	市民税所得割 4万円以上 28万円未満		4,600円
	市民税所得割 28万円以上		9,300円

※世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

5 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手をしていて、具体的な支援をしていない場合
- 学校や施設等が主催する行事で主催者が支援を行うべきものである場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはならない。）

6 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たっては、障害種別ごとに従事者に必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりとなります。

区分	視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害	難病患者等
介護福祉士		○	○	○	○
居宅介護従業者養成研修修了者等 (実務者研修、基礎研修、初任者研修、ヘルパー1・2級)		○	○	○	○
看護師、准看護師		○	○	○	○
重度訪問介護従業者養成研修修了者等		○			○
同行援護従業者養成研修修了者等	○				○
行動援護従業者養成研修修了者等			○	○	
介護員養成研修修了者（ヘルパー3級）		○	○	○	○
経過措置従業者	○	○	○	○	○
旧視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者等	○				○
旧全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者等		○			○
旧知的障害者外出介護従業者養成研修修了者等			○	○	
視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者	○				○
全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者		○			○
知的障害者外出介護従業者養成研修修了者			○	○	

7 その他の留意事項

移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。

原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助または通院等乗降

介助)や介護保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。

Q&A (お問い合わせの多いご質問への回答をQ&A形式で説明しています)

【①障害福祉サービス等との併給について】

Q1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A 障害者総合支援法に基づくグループホームに入居している間も、世話人等の支援が得られない場合は移動支援の利用は可能です。

Q2 短期入所中に移動支援を利用する場合

短期入所を利用している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A 日中の支援が含まれない短期入所の場合又は通学・通所の場合は利用できます。
ただし、通学・通所が長期間継続する場合は、あらかじめ通学・通所の利用決定を受けていただく必要があります。

Q3 移動支援における通院時の取扱い

(1)移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。(2)院内での手続きや移動等の介助の取扱いはどのようになりますか。(3)診療中等の介助の取扱いはどのようになりますか。

A (1)居宅介護(通院等介助または通院等乗降介助)の対象者や介護保険の対象者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用していただくこととなります。
ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、通年かつ長期にわたる通院以外に不足する部分について移動支援を利用することが可能です。

(2)院内での手続きや移動等の介助について、利用者の障害特性によって必要となる介助

(視覚障害のある方で、初めて行く病院では病院内の配置が分からず、付き添いが必要となる場合や、知的障害のある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。)であれば、移動支援の対象とすることができます。ただし、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものですので、支援をしていない時間は算定対象から除外していただくことになります。

(3)また、診療中やリハビリ中等の診療報酬が算定されている間についても、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、利用者の障害特性のため、院内スタッフによる対応が困難であり、ヘルパーによる支援がなければ、診療に支障を来す場合(コミュニケーションに支障がある場合や行動障害がある場合)については、特例的に移動支援の対象とすることができます。

Q4 入退院時や入院中の利用

入退院時に移動支援を利用することはできますか。入院中や入院中の外泊する場合に移動支援を利用することができますか。

A 移動支援の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰り外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、移動支援を利用することができます。

Q5 施設入所中である場合

施設入所中(障害者総合支援法、介護保険法及び児童福祉法に基づく入所施設等)の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中の方は、原則移動支援を利用することはできません。ただし、一時帰宅中であって、施設入所に関する報酬が算定されない場合は利用できます。

Q6 介護保険・障害福祉サービスを併せて利用する場合

行動援護を利用していますが、移動支援を併せて利用することができますか。

A 介護保険や障害福祉サービスで同様のサービスがある場合、そちらを優先して利用することとなりますが、行動援護では認められていない通学・通所の利用をする場合等は、行動援護と併せて移動支援の利用ができます。

なお、この場合、行動援護と移動支援を併せた時間が利用上限時間の範囲内である必要があります。

Q7 社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業について

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を利用していますが、移動支援を併せて利用することはできますか。

A 移動支援の利用は可能です。

なお、この場合、社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業と移動支援を併せた時間が利用上限時間の範囲内である必要があります。

【②移動支援の利用方法について】

Q8 複数のヘルパーが支援をする場合

1人のヘルパーでは対応が難しいので、2名のヘルパーで対応してもらうことはできますか。

A 利用者本人の障害状況を理由として、1人のヘルパーでは対応が難しい場合は、2人のヘルパーによる支援を受けることができますが、ヘルパーの派遣を受ける時間や介助の内容について、あらかじめ事業者と十分に調整を行い、移動支援計画に2人派遣の必要性について明記しておく必要があります。

Q9 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転中の時間は、常時支援が行える状態にはないため、移動支援を算定することはできません。ヘルパーとは別に運転手があり、ヘルパーが本人の支援を行っている場合は算定の対象となります。

なお、事業者やヘルパーが自己の車両をサービス提供に用いる場合には、道路運送法を遵守し行う必要がありますので、中国運輸局広島運輸支局にお問い合わせください。

【 10：00～13：00 までの支援の場合】

- ・ 10：00～10：30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- ・ 10：30～11：00 運転中（※算定対象外）
- ・ 11：00～12：00 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- ・ 12：00～12：30 運転中（※算定対象外）
- ・ 12：30～13：00 降車介助及び更衣介助

※上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

Q10 利用者の家族等が運転をする場合

利用者の家族等が運転を行い、ヘルパーが同乗する場合は移動支援の対象となりますか。

A 利用者の家族等が運転を行う場合であって、乗車中に座位の保持等、介助の必要がある場合は移動支援の対象となります。

Q11 複数の目的地がある場合

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、以下の外出先が目的地に含まれる場合は、その目的地への移動を中抜きすることで利用可能です。

- ・社会通念上適当でない外出先
- ・通年かつ長期にわたる外出

Q12 目的地のみの支援

家族等が目的地まで送迎する場合に、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能ですか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。例えば、マツダスタジアム内や大型商業施設内での支援が考えられます。

ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合は、利用対象外となります。

Q13 プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールへ行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 本人に目的地での介助が必要であり、かつ目的地で他に支援が得られない場合には、プール内であっても算定対象となりますが、『水泳の指導』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q14 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

A 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる『預かり行為』と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合などは、移動支援の対象となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、移動支援計画に支援の必要性を明記する必要があります。

Q15 学校行事での外出

学校行事（遠足、社会見学等）で外出をする際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の利用はできません。

Q16 ヘルパーと一緒に食事をする場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーが食事をしている間でも、ヘルパーが利用者に支援できる状態であれば、算定対象とすることができます。ただし、常時支援が行われている状態とはいえない場合は、移動支援の算定対象には含まれません。

Q17 スーパー銭湯や温泉での入浴

スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか。

A 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。ただし、居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。

また、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えない等の事情によって、居宅での入浴ができないときは、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しない範囲で入浴が可能な最寄りの公衆浴場等での入浴も移動支援の対象となりますが、重度の肢体不自由者であれば、重度身体障害者入浴サービス事業が利用できます。

Q18 映画館での支援を行う場合

移動支援を利用して映画館へ行く場合、上映中は移動支援の算定ができますか。

A 上映中であっても、障害状況により座位の保持など本人の支援が必要である場合、移動支援の対象となります。ただし、単なる待ち時間で本人に対する支援を行っていない場合は移動支援の算定対象外となります。

Q19 目的地を定めない外出の場合

目的地を特に定めず散歩をする場合、移動支援の対象となりますか。

A 移動支援は、あらかじめ目的地や時間を計画した上で利用するものですので、目的地を定めない散歩や散策は対象なりません。

ただし、近所の公園等目的地を定めた外出であれば、散歩、散策等も対象となります。

Q20 事業者主催の行事

事業者が主催（発案・企画）するレクリエーション活動等の行事の際に、移動支援を利用することはできますか。

A 事業者や各種団体が主催する行事に参加する場合の目的地までの行き帰りの移動に関する支援は、移動支援の対象となります。

行事中は利用者の障害特性により支援に専門的な技能や知識が必要で、事業者等による対応が困難な場合については、移動支援事業者が行う支援を移動支援計画に記載した上で、移動支援の対象とすることができます。ただし、基本的には主催者側が参加者の支援を行うべきものであり、その場合は移動支援の算定はできません。

Q21 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のために用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q22 旅行中における移動支援の利用

旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 旅行中であっても、移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、公共交通機関等や宿泊先での移動介助が行われている時間は移動支援の算定をすることができますが、就寝時間等介助が行われていない時間は算定することができません。

Q23 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するもの

「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものとはどのような外出がありますか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、週3日以上かつ3か月以上程度継続して利用することが見込まれる通院（※）、通学、通所、通園、学童保育への送迎等については、原則として移動支援の対象とはなりません。

ただし、「通年かつ長期にわたる外出」に該当する場合であっても、通学・通所の場合については、保護者の就労、疾病等により支援が得られない場合や、人工呼吸器装着者などで常時支援が必要な医療的ケア児である場合は、移動支援を利用することができます。この場合、区役所への申出書の提出が必要となります。

また、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）に係る利用を制限するものではありません。

※通年かつ長期にわたる通院の場合は居宅介護の通院介助等の利用となります。

Q24 学校から目的地を経由して帰宅する場合

通学・通所の利用決定を受けていますが、下校途中に買い物をしてから帰宅する場合、移動支援の算定対象となりますか。

A 移動支援事業では、複数の目的地に行くことを制限していないため、下校途中に買い物をして帰宅する場合も移動支援の算定対象となりますが、下校途中に毎日児童館に行く等、通年かつ長期の利用と考えられる場合は対象とはなりません。

Q25 学校から移動支援を利用する場合

学校から一旦帰宅することなく、直接、祖父母宅や放課後等デイサービス等に行くことは可能ですか。

A 移動支援の利用は可能です。

利用に際しては、保護者、学校及び移動支援事業者の三者において「確認書」を作成する必要があります。この「確認書」は事業所において保管することになっています。

また、「通年かつ長期にわたる外出」に該当する場合は、あらかじめ通学・通所の利用決定を受ける必要があります。

Q26 有料の教室事業中に支援を行う場合

有料の教室事業中に移動支援を利用することは可能ですか。

A 有料の教室事業中の利用については、利用者の障害特性により支援に専門的な技能や知識が必要となる場合で、主催者による対応が困難な場合に、利用が可能です。

利用に際しては、利用者、有料教室事業主催者及び移動支援事業者で移動支援事業者が行う支援（有料教室事業主催者による対応が困難な支援）を明確にした上で、三者により利用計画書を作成する必要があります。この「利用計画書」は事業所において保管することになっています。

Q27 居宅以外を起点・終点として利用する場合

特定の場所（利用者が希望する任意の場所）からサービスを開始し、特定の場所でサービスを終了するような利用をすることは可能ですか。

A ①特定の場所（利用者が希望する任意の場所）と自宅の間であれば、障害者が自力で安全に移動が可能な場合、②特定の場所において、保護者等と事業者の間で安全に利用者の引継ぎが可能な場合（保護者の勤務先や通勤途上のバス停等）については、特定の場所から利用を開始し、特定の場所で利用を終了するような支援であっても利用は可能です。

その場合、移動支援事業者において適切にアセスメントの上、サービスの起点又は終点とする特定の場所を移動支援計画に記載する必要があります。

【③障害児の利用について】

Q28 障害児が利用する場合

障害児が利用する場合で、その他市長が適当と認めた外出とは、どのような外出ですか。

A 例えば、以下の2つの場合が考えられます。

(1) その年齢の子どもが一般的に一人で外出できる範囲にある目的地では、障害特性を理由として目的地内の施設の利用が難しい場合に、その年齢の子どもが一般的に一人で外出できる範囲を越えた場所にある同等の施設への外出が可能です。

例えば、その年齢の子どもが一般的に一人で外出できる距離にプールがあるが、障害特性を理由として、そのプールを利用することが難しい場合に、広島市心身障害者福祉センターのプールを利用する場合があります。

(2) 以下のいずれかの状況の場合は、障害児の通園に対して移動支援の利用ができます。

- ・ひとり親世帯の場合
- ・3つの要件を満たす場合等【①障害児の年齢が年長等、②障害児が医療的ケアを必要とする状態又は支援に特別な配慮が必要な状態、③保護者が疾病又は妊娠・出産後間もない時等】

※移動支援事業者は、要件を満たしていることを確認し、移動支援計画に記載する必要があります。

Q29 年齢による利用制限

移動支援の利用にあたり、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際に年齢による利用制限はありません。

広島市の移動支援事業は、障害者、障害児の地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的に、障害者、障害児が円滑に外出することができるよう行う外出時に必要となる移動の介護及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を事業の内容としているため、障害児の場合は①その年齢の子どもが一般的に一人で外出できる場所への移

動の支援、②障害の特性により、保護者のみではその子どもを目的地に連れて行くことが困難な場合に、保護者の付添に合わせてヘルパーが行う移動の支援について、利用が可能としています。

また、適正かつ公平な支給決定を行うために、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこととの国の方針を受け、本市においても支給決定の参考として、単独で外出することが想定しにくい3歳児未満は0時間、未就学児は20時間、小学生は40時間、中学生は60時間という支給決定時間を支給決定の際の参考として設けておりました。この時間数については個々の利用者に対する支給量の上限となるものではなく、支給決定に当たっての参考であり、支給決定に当たっては支給量の上限80時間の範囲内で、個々の利用者の状況を丁寧に聞き取り支給量を決定する取扱いとしておりましたが、利用者及び事業者の方から移動支援事業の利用に当たり年齢によって支給量が決まっておき移動支援事業を使えないものとし、使い控えといった状況が生じたことから、現在は障害児の移動支援の支給決定の際の参考としていた支給決定基準は廃止しています。

障害児の移動支援に利用については、支給決定基準を廃止し、障害者と同様に上限80時間の範囲内で、状況を丁寧に聞き取って支給決定していくこととしています。例えば未就学児の単独での通園や0歳児の単独での通院、3歳児の単独でのデパートでの買い物等の障害に起因しない年齢により単独での移動が想定されない場合の支援について、原則として移動支援事業の対象とならないことに変更はありません。

【④その他】

Q30 時間数の変更

月20時間の支給決定を受けていますが、時間数を変更することはできますか。
また、変更となった場合、いつから利用ができますか。

A 新たに時間数を必要とする場合など、利用する内容や目的が本人の支援に当たり必要と認められる場合は、時間数の変更を行うことができます。

また、変更後の時間数は、原則として変更申請のあった月の翌月から適用になります。

Q31 市外にある事業所の利用

広島市外にある事業所の利用をすることはできますか。

- A 市外事業者であっても、広島市と協定締結をしている事業所であれば移動支援の利用ができますので、あらかじめ事業所にご確認ください。

Q32 ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパーが利用者宅に向かう際に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

- A 事業者が運営規定の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。